

県央・林業部トピックス（4月号）

特定外来生物講習会

令和5年4月4日（火）に、邑南町主催の特定外来生物捕獲講習会と有害鳥獣捕獲補助員講習会が行われました。

邑南町では狩猟免許をもっていない場合でも、本講習会を受講し捕獲従事者証を受け取れば、特定外来生物であるアライグマとヌートリアの捕獲が可能になります。

今年度も鳥獣専門指導員が講師となり、特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアの生態と防除対策、鳥獣の捕獲に関する法律についての話をしました。

アライグマは、令和3年度までに県央管内で2頭しか捕獲報告がありませんでしたが、令和4年度の1年間で13頭捕獲されたこと、農業・生活被害の報告もあったことから、受講者の関心も高まっているようで熱心にメモを取りながら話を聞かれています。講習会後の質疑応答ではアライグマの罠の購入先や値段、餌の種類などアライグマ捕獲に対して意欲的な質問が多く寄せられました。

アライグマやヌートリアが増加した地域では農業被害・生活被害・生態系の攪乱など様々な問題が発生しています。従事者となった方たちが防除対策に取り組み、個体数の増加・分布拡大等による被害の深刻化を未然に防いでくださる事を期待しております。



講習会（捕獲に関する法律について）



講習会（アライグマの特徴について）



家の柱に登るアライグマ



アライグマ親子